

# 道路基準点(200m)の整備要領(案)

平成26年7月

## 目次

1. 総則	
1. 1. 用語の定義	1
1. 2. 関連する基準類	2
1. 3. 情報提供体制および問い合わせ先	3
2. 要求仕様	
2. 1. 取得対象	4
2. 2. 要求精度	4
3. 設置方法	
3. 1. 設置	5
4. 位置情報の計測	
4. 1. 計測方法	6
4. 2. 点検測量	7
4. 3. 測量成果の検定	7
5. 成果のとりまとめ方法	
5. 1. 取得成果	8
5. 2. 納品事前確認	13
5. 3. 納品方法	14
6. 公共測量実施手続き	
6. 1. 公共測量実施手続き	15
6. 2. 事業実施計画	16
6. 3. 公共測量実施・終了の公示	16
6. 4. 測量成果の提出	16

## 1. 総則

### 1.1. 用語の定義

本整備・維持更新要領（案）において用いる主な用語の定義は以下のとおりである。

#### ① 道路基準点

様々な道路に関わる現地情報を迅速かつ均質（ユニバーサル）に発信、蓄積、管理するための共通的な基盤として、精度の高い位置情報を持った道路上の基準点をいう。

道路工事完成図等作成要領における「距離標」に相当する。

#### ② 地点標

通常、起点から一定間隔で設置され、起点からの距離を示す、ポール状や立て札状の施設をいう。道路管理者が道路の管理を行うにあたり、路面上の地点を正確に把握するとともに道路利用者の利便性向上等のために設置する。

「一級国道地点標の設置について」（昭和 39 年 3 月 10 日 道発第 56 号）および「地点標設置指針・同解説（案）」（平成 5 年 7 月 5 日 事務連絡）に基づき整備されている。

#### ③ 地点標の名称

本要領における「地点標の名称」とは、地点標に書かれている起点からの距離を示す数字を意味する。なお、地点標に書かれている数字と、実際の起点からの距離は一致しないケースもあるが、基本的に地点標に書かれている数字をそのまま用いることとする。

#### ④ キロメートル標

通常、起点から 1km 単位の位置を表示する地点標をいう。キロメートル単位で整数の位置に設置される。キロポストともいう。本要領では「KP」とも表記する。

#### ⑤ 百メートル標

キロメートル標の間の 100m 単位の位置を表示する地点標をいう。距離の表示はキロメートル単位で小数点一桁で行う。

#### ⑥ 道路台帳附図

道路の現況および道路区域に隣接する土地について、原則として 500 分の 1 の縮尺による道路の現況を表示した平面図をいう。

各地方整備局で策定されている「道路台帳事務取扱要領」に基づき整備されている。

#### ⑦ 世界測地系

VLBI や人工衛星を用いた観測によって明らかとなった地球の正確な形状と大きさに基づき、世界的な整合性を持たせて構築された経度・緯度の測定の基準で、国際的に定められている測地基準系をいう。測量法改正により平成 14 年 4 月 1 日から、(旧来の) 日本測地系から世界測地系（日本測地系 2000）に移行している。なお、「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」の地殻変動による施行令改定に伴い、現在は日本測地系 2011 になっている。

#### ⑧ 東京湾中等潮位（T.P.）

Tokyo Peil の略。隅田川河口の霊岸島量水標で観測した結果から求めた平均潮位であり、地表や海面の高さを表す基準水準面である東京湾中等潮位のことをいう。日本の水準点の原点でもある。

## ⑨ GIS

地理情報システムを意味する Geographic Information System の略称であり、地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータを総合的に管理・加工し、視覚的に表示することで、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。

### 1.2. 関連する基準類

本整備・維持更新要領（案）において関連する基準類は表 1-2-1 のとおりである。

表 1-2-1 関連基準類

基準等	発行者	発行年月日
一級国道地点標の設置について	道発第 56 号	昭和 39 年 3 月 10 日
地点標設置指針・同解説（案）	国土交通省	平成 5 年 7 月 5 日
道路台帳事務取扱要領	各地方整備局	—
国土交通省-公共測量-作業規程の準則	国土交通省(社団法人 日本測量協会)	平成 23 年 3 月 31 日
国土交通省-公共測量-作業規程の準則 解説と運用	社団法人 日本測量協会	平成 21 年 2 月 17 日
測量業務共通仕様書（案）	各地方整備局	—
測量成果電子納品要領（案）	国土交通省	平成 20 年 12 月
道路工事完成図等作成要領（第 2 版）	国土交通省	平成 20 年 12 月
道路基準点の整備・維持更新要領（案）	国土交通省	平成 24 年 9 月

### 1.3.情報提供体制および問い合わせ先

以下に、道路基準点の整備・維持更新に関連した情報提供体制および問い合わせ先を示す。

#### (1) 情報提供体制

整備済みの道路基準点は、国土交通省「道路基準点案内システム (<http://www.road-refpoint.jp/>)」において情報を管理するとともに、情報提供を行っている。また、Q&A 集を公開している。

ただし、道路基準点に関わる工事、測量、その他業務の実施等にあたっては、必ず発注者に問い合わせ、最新データの提供および必要な指示を受けること。

※道路基準点案内システムのデータ更新はタイムラグがあり、現場と相違がある場合がある。

#### (2) 各地域の担当窓口

道路基準点の国土交通省各地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局の問合せ先は、道路管理課が担当となっている。

北海道開発局 <http://www.hkd.mlit.go.jp/>

東北地方整備局 <http://www.thr.mlit.go.jp/>

関東地方整備局 <http://www.ktr.mlit.go.jp/>

北陸地方整備局 <http://www.hrr.mlit.go.jp/>

中部地方整備局 <http://www.cbr.mlit.go.jp/>

近畿地方整備局 <http://www.kkr.mlit.go.jp/>

中国地方整備局 <http://www.cgr.mlit.go.jp/>

四国地方整備局 <http://www.skr.mlit.go.jp/>

九州地方整備局 <http://www.qsr.mlit.go.jp/>

内閣府

沖縄総合事務局 <http://www.ogb.go.jp/>

## 2.要求仕様

### 2.1.取得対象

地点標の近傍に設置した道路基準点の緯度・経度を取得対象とする。  
緯度・経度は世界測地系を基準とする。

#### 【解説】

地点標（百メートル標）の近傍に道路基準点を設置し、取得対象とすることで、等間隔（概ね 200m 間隔）に道路基準点を整備する。百メートル標が整備されていない区間については、キロメートル標を起点に概ね 200m 間隔で整備する。

上下線に地点標がある場合は、下り方向の地点標に道路基準点を設置する。ただし、上り方向のみ地点標が設置してある場合は上り方向の地点標に道路基準点を設置する。

標高の取得は任意とし、取得する場合には東京湾中等潮位（T.P.）を基準とする。

### 2.2.要求精度

緯度・経度は±8cm（250～500 分の 1 縮尺程度の精度）とする。

#### 【解説】

公共測量作業規程の準則にて、図上誤差は 0.3mm とされており、これは、線を描画しようとした時に判別できる太さである。実測で表すと 100 分の 1 縮尺であれば約 3cm の誤差、250 分の 1 縮尺では約 7.8cm の誤差、500 分の 1 縮尺では約 10cm の誤差となる。道路基盤地図情報は、工事完成平面図や道路台帳附図が基本となることから、7, 8cm 程度の誤差（250～500 分の 1 縮尺の精度）とする。

標高を取得する場合は、位置参照としての利用ができるよう 10～20cm 程度の誤差とする。

### 3.設置方法

#### 3.1.設置

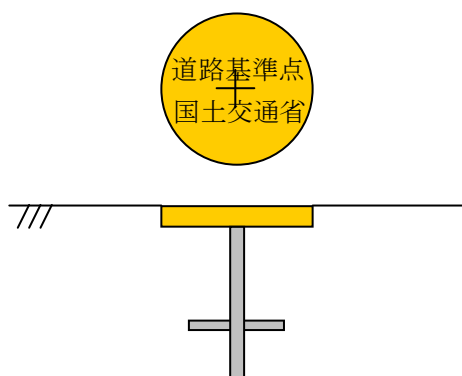
設置する鋺は真鍮製の金属鋺（φ50mm）、「道路基準点 国土交通省」と刻印したものとす  
る。

#### 【解説】

鋺を設置する箇所は地点標の直近とする。ただし、トンネル部など地点標の近傍に金属鋺を  
設置することが困難な場合は、視認性のよい他の場所に設置し、金属鋺の緯度・経度・標高（標  
高を取得する場合）を計測し、道路基準点位置図（6章参照）に金属鋺の場所を明示すること。  
なお、鋺への基準点番号の付与は行わない。

埋鋺においては、破損や移動を防ぐため、車両による荷重が頻繁にかかる場所への設置は可  
能な限り避け、なるべく強固な場所に設置するよう留意する。

参考 金属鋺仕様



## 4.位置情報の計測方法

### 4.1.計測方法

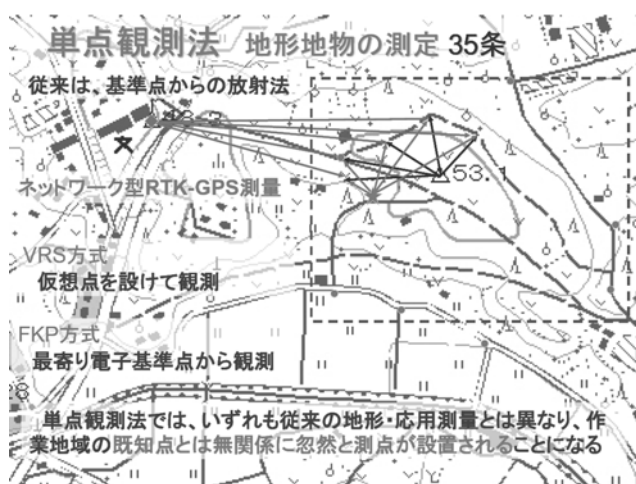
「公共測量作業規程の準則」の第3編（地形測量および写真測量）第2章（現地測量）第4節（細部測量）の単点観測法を基本に位置情報を計測する。

#### 【解説】

道路基準点を道路基盤地図情報のコアとして利用するためには、精度が保証されたものが必要であり、公共測量により位置情報を取得することとする。

位置情報を取得することを目的に、「公共作業規程の準則」の第3編 第2章 第4節（細部測量）第98条に基づき、単点観測法（1セット）により計測することを基本とする。

GNSS 測量を実施する際は、精度低下率（DOP）を考慮した観測計画とする。



(出典)

ネットワーク型 RTK-GPS を利用  
する公共測量作業マニユ  
アル（案） 2006年1月  
国土地理院企画部測量指導課

注意：図中の“ネットワーク型 RTK-GPS  
測量”は、現在“ネットワーク型 RTK 法”  
という名称に変更されています。

図 4-1-1 単点観測法

RTK 法による観測が不可能な場所では、「公共測量作業規程の準則」の第3編 第2章 第4節（細部測量）第91条、第94条、第96条に基づき、ネットワーク型 RTK 法により測定可能な周辺地域に単点観測法により TS 点を設置し、公共測量作業規程の準則第39条に準じて計測することとする。

別途整備済みの利用可能な公共測量基準点がある場合、有効に活用するものとする。

公共基準点の位置を表示した「基準点成果等閲覧サービス」を国土地理院のホームページ (<http://sokuseikagis1.gsi.go.jp/>) で公開しているのので、使用する既知点の情報として活用する。



(出典)

ネットワーク型 RTK-GPS を利用する公共測量作業マニュアル (案) 2006 年 1 月  
 国土地理院企画部測量指導課

注意：図中の“ネットワーク型 RTK-GPS 測量”は、現在“ネットワーク型 RTK 法”という名称に変更されています。

図 4-1-2 ネットワーク型 RTK 法を併用する地形測量

## 4.2 点検測量

電子基準点成果に整合した近隣の基準点との点検測量に努める。  
 各工程の終了時ごとに精度管理表を点検し、成果が所要の精度を満たしているか確認する。

### 【解説】

電子基準点成果に整合した近隣の基準点とは、電子基準点を既知点とし新設又は改測等が実施された基準点をいう。

上記の基準点が存在しない場合は、最寄の電子基準点を使用したスタティック法を用いた測量等により点検に努める。

観測日を変えた点検を全数の 5% 程度実施し、精度管理に努める。

点検測量は、公共測量作業規程の準則第 13 条に基づいているが、あくまで目安であり、厳密に 5% でなくてもよい。

スタティック法を用いた測量を行う場合は、原則として PCV 補正を行う。

また、点検測量には 20 分以上の観測時間を確保する短縮スタティック法を用いた測量等も活用してよい。

## 4.3. 測量成果の検定

公共測量作業規程の準則第 15 条により、測量成果の検定に関する技術を有する第三者機関による成果の検定を受ける。



## 5.成果のとりまとめ方法

### 5.1.取得成果

取得成果は次のとおりとする。

- ・計測数値データ（緯度経度、標高（標高を取得する場合））
  - ※計測数値データには、地点標の名称として **KP** 値を含めるものとする。
  - ※**KP** 値は、貸与する道路台帳附図に記載されている値（基本的には、現地の地点標の値と同じ）とする。
  - ※計測数値データのみに含まれる、緯度経度・標高適用パラメータ（標高を取得する場合）は、「8.4. 大規模な地殻変動が生じた場合の維持更新」でパラメータ補正を行った道路基準点のみで用いる。
- ・道路基準点写真（設置箇所周辺全景）
- ・道路基準点位置図（道路台帳附図等の写し：250～500分の1縮尺平面図）
  - ※道路台帳附図等の写しに道路基準点の位置を記載したもの
- ・道路台帳附図等の CAD データ（CAD 化が未実施の場合は、解像度 300dpi の道路台帳附図等のスキャンデータ）
  - ※道路基準点設置路線の、CAD で作成している管理図等のデータ（道路基準点の有無は問わない）
  - ※道路基準点の位置を記載していないもの
- ・その他、公共測量作業規程の準則に基づく成果

成果品には、次の文句を見やすいところに明示する。

「この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである  
(助言番号) 平 26 企指公第 5 号」

#### 【解説】

①計測数値データの詳細は以下のとおりとする。

- ・数値データの記録形式 : 計測数値データエクセル形式  
業務着手時に貸与するエクセルファイルを用いることとする。  
更新・修正の場合は、セル着色等により更新・修正箇所が判別できるようにする。
- ・数値データ項目
  - －仕様書バージョン : 仕様書のバージョン（整数（1桁）+小数点以下（1桁））
  - －地方整備局 : コード（詳細は別添 1 を参照）
  - －事務所 : コード（詳細は別添 1 を参照）
  - －道路種別 : コード（1 : 高速道路、2 : 都市高速道路、3 : 一般国道（直轄）、  
4 : 一般国道（その他）、5 : 主要地方道、6 : 一般都道府県道、  
7 : 一般道路、8 : その他の道路）
  - －路線番号 : 整数（1～3桁）
  - －現旧新区分 : コード（1:現道、2:旧道、3:新道）
    - ※現旧新区分は、同一路線番号に現道・旧道・新道のいずれか複数の道路が併存する場合に、それらを区別するために用いる。

- 一補助番号 : 「0」から順番に付与 ※重複がない場合は「0」  
 ※補助番号は同一路線かつ同一現旧区分に地点標の名称が同じ道路基準点がある場合に区別するために用いる。(例. 同一路線番号で現道、新道の区分に加えて、さらにバイパスなどの路線があり、地点標の名称が重複する場合 等)
- 一地点標の名称 (KP 値) : 小数点形式とし、整数 (1~3 桁)、小数点以下 (1 桁) (SS.S) ただし、マイナスの場合に限りマイナス記号 1 桁を含む 5 桁まで利用できる。(-SS.S)
- 一緯度 度 : 整数 (2 桁)  
 分 : 整数 (1~2 桁)  
 秒 : 小数点形式とし、整数 (1~2 桁)、小数点以下 (4 桁) (SS.SSSS)
- 一経度 度 : 整数 (3 桁)  
 分 : 整数 (1~2 桁)  
 秒 : 小数点形式とし、整数 (1~2 桁)、小数点以下 (4 桁) (SS.SSSS)
- 一標高 : 小数点形式、m 単位とし、整数 (1 桁~4 桁) + 小数点以下 3 桁 (整数の前に±の記号を入れること) とする。  
 ※標高を取得する場合に記入する
- 一取得方法 : コード (1:RTK、2:RTK 併用(RTK+TS 等)、3:TS 等、4:既存の基準点、5:その他、6 : パラメータ補正)  
 ※緯度経度、標高 (標高を取得する場合) のそれぞれに設定
- 一登録内容 : コード (1:新規 (追加)、2:更新、3:修正)  
 ※更新 : 移設・復元を伴わない、点検等による再測量  
 パラメータによる座標補正  
 修正 : 工事等による移設・復元後の再測量
- 一更新・修正理由 : コード (1:点検等による再測量、2:工事等による復元、3:工事等による移設、4:地震等で生じた大規模な地殻変動による再測量・パラメータ補正)  
 ※「登録内容」が 2:更新、3:修正の場合に入力すること
- 一業務完了日 : 日付 整数 (8 桁) yyyyymmdd
- 一緯度経度適用パラメータ : 緯度経度補正に適用した国土地理院公表のパラメータ名称 文字列 (最大 半角 50 文字)
- 一標高適用パラメータ : 標高補正に適用した国土地理院公表のパラメータ名称 文字列 (最大 半角 50 文字)  
 ※標高を取得する場合に記入する

表 5-1-1 計測数値データエクセルの内容

地方 整備局	事務所	道路 種別	路線	現旧新 区分	補助 番号	地点標 名称	実測版 ※「秒」は小数点以下4桁			緯度経度 取得方法	標高(m) ※小数点 以下3桁	標高 取得方法	登録 内容	更新・修 正理由	業務 完了日	緯度経度適用 パラメータ	標高適用 パラメータ
							緯度 度   分   秒	経度 度   分   秒									

・ファイル名称 : TECRIS 発注機関コード (8桁)  
〔関東地方整備局 XX 国道事務所の場合 → 12017xxx\_200m.xls〕

②道路基準点写真の詳細は以下のとおりとする。

- ・撮影のポイント : 道路基準点の設置箇所と周囲の状況が分かること (図 5-1-1 参照)
- ・写真の記録形式 : JPEG 形式
- ・有効画素数 : 30 万画素 (640×480 ピクセル)
- ・ファイル名称 : 路線番号 (3 桁) + 現旧新区分 (1 桁) + 補助番号 (1 桁)

+ 地点標の名称 (4 桁)

[国道 1 号 現道 補助番号なし 100.0KP の場合 → 001101000.JPG]

※地点標の名称がマイナスの場合

地点標の名称の前にマイナス記号を挿入する。(この場合のみ地点標の名称は 5 桁で表現。)

[国道 1 号現道 補助番号なし -10.0KP の場合 → 00110-0100.JPG]



図 5-1-1 道路基準点写真の例

道路基準点写真のファイルサイズは 200KB を上限とする。

③道路基準点位置図の詳細は以下のとおりとする。

- ・図面記載内容 : 道路基準点の設置位置に「+」の印を付けること (図 6-1-2 参照)  
※大きさは 3cm 程度、線の太さはシャープペンシルで記載した程度で記載 (マジックのように極端に太くなくれば構わない。)
- ・図面の記録形式 : TIFF 形式
- ・解像度 : 300dpi
- ・ファイル名称 : 路線番号 (3 桁) + 現旧新区分 (1 桁) + 補助番号 (1 桁)

+ 地点標の名称 (4 桁)

[国道 1 号 現道 補助番号なし 100.0KP の場合 → 001101000.TIF]

※地点標の名称がマイナスの場合

地点標の名称の前にマイナス記号を挿入する。(この場合のみ地点標の名称は 5 桁で表現。)

[国道 1 号現道 補助番号なし -10.0KP の場合 → 00110-0100.TIF]

- ・その他 : 道路基準点位置図は外部公開しない予定

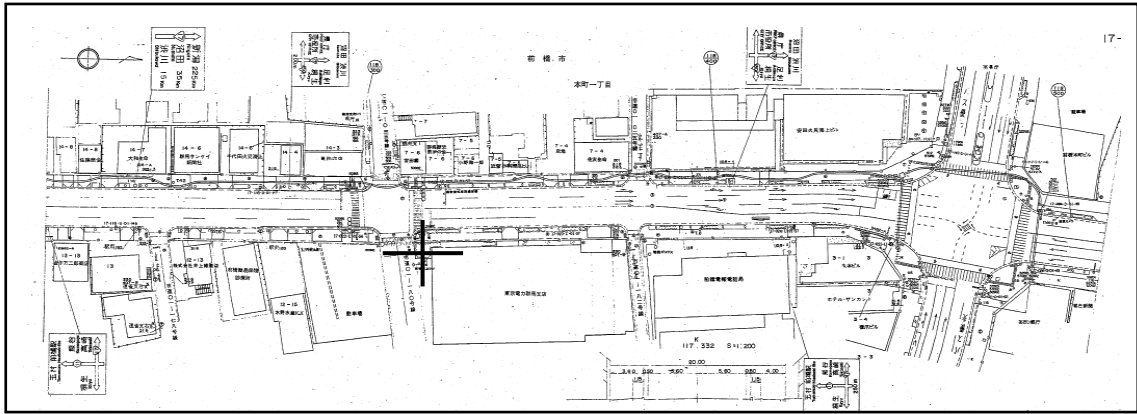


図 5-1-2 道路基準点位置図の例

④道路台帳附図等の CAD データの詳細は以下のとおりとする。

- ・ 図面の記録形式 : 任意の CAD 形式  
道路台帳附図等のスキャンデータの場合は TIFF 形式
- ・ ファイル名称 : 頭文字 [D] + 路線番号 (3 桁) + 現旧新区分 (1 桁)  
+ 補助番号 (1 桁) + 地点標の名称 (4 桁)  
※地点標の名称が複数記載されている場合、最も小さいものとする  
〔例. 国道 1 号 現道 補助番号なし 99.9KP、100.0KP、100.1KP の場合  
→ D001100999.P21 (または.TIF)〕

《道路台帳附図等のスキャンデータの場合》

- ・ 解像度 : 300dpi

※地点標の名称がマイナス-99.9km までの場合

地点標の名称の百の位とマイナス記号を入れ替え、小数第 1 位までを 3 桁で表現する。  
(地点標の名称は 4 桁で表現。)

〔国道 1 号現道 補助番号なし -10.0KP の場合 →D00110-100.P21 (または.TIF)〕

※地点標の名称がマイナス-100.0km より小さい場合

地点標の名称の前にマイナス記号を挿入。(この場合のみ地点標の名称は 5 桁で表現。)  
なお、この場合は発注者に報告することとし、道路基準点データチェックプログラムの  
『道路台帳附図の命名規則エラー』のみ許容する。

〔国道 1 号現道 補助番号なし -110.0KP の場合 →D00110-1100.P21 (または.TIF)〕

道路基準点位置図のファイルサイズは 300KB を上限とする。ただし、ファイルを圧縮しても 300KB を超える場合は、例外としてこれを認める。その場合、道路基準点データチェックプログラムでエラーとなるため、発注者に書面にて報告する。書面の様式は別添 3 に示す。

⑤その他、公共測量作業規程の準則に基づく成果の詳細は以下のとおりとする。

今回の測量では地形図を作成することが目的ではなく、ある点の座標、標高（標高を取得する場合）を計測するための手段として地形測量を利用するものである。

そのため、ネットワーク型 RTK 法による測量を併用する地形測量については、以下の成果を提出する。

- ・ 観測手簿（多角測量）
- ・ 計算簿
- ・ 精度管理表

ネットワーク型 RTK 法による測量を用いた地形測量については、以下の成果を提出する。

- ・ ネットワーク型 RTK 法観測手簿
- ・ ネットワーク型 RTK 法観測記簿
- ・ 精度管理表

また、必要に応じて以下の計算簿等を提出する。

- ・ セット間較差の点検および座標計算
- ・ 平面直角座標と標高（標高を取得する場合）の計算
- ・ 座標整合計算簿
- ・ 標高整合計算簿（標高を取得する場合）

## 5.2.納品事前確認

受注者は、納品前に、計測数値データエクセルファイル内のチェック機能および道路基準点データチェックプログラムを用い、成果品に誤りがないことを確認することとする。

### 【解説】

受注者は、納品前に、計測数値データエクセルファイル内のチェック機能および道路基準点データチェックプログラムを用い、成果品に誤りがないことを確認することとする。

#### ①道路ネットワーク版との比較および桁数・コードの誤り、入力の抜けのチェック

61.項に示す業務着手時に貸与するエクセルファイルを用いて比較する。

エクセルファイルに、実測した道路基準点の緯度経度データを入力完了後、上部の「チェック」ボタンをクリックする。

桁数・コードの誤り、入力の抜けが検出された場合、エラー（赤色）が表示されるので、正しい値を入力する。

#### ②データ項目、データ内容の確認

道路基準点データチェックプログラムを用い、成果にあたる計測数値データエクセルファイル（道路基準点諸元および緯度、経度、標高データ（標高を取得する場合）、写真、位置図について以下の確認を行う。

※「チェックプログラム利用マニュアル」を参考資料に示す。

- ・データ項目、ファイルに過不足がないか
- ・データ内容に誤り（ファイル名の違い等）がないか
- ・過剰にファイルサイズの大きいファイルがないか

エラーがない場合、確認結果を紙出力し、成果品と合わせて提出する。

エラーが検出された場合は修正を行い、エラーが無くなってから提出する。

注意が検出された場合は、当該データに誤りがないか確認し、必要に応じて修正してから提出する。

### 5.3.納品方法

成果品は「測量成果電子納品要領（案）」および「デジタル写真管理情報基準（案）」に基づき作成するものとする。

#### 【解説】

事務所単位でシステムへ登録するため、事務所単位で電子媒体を作成する。電子納品のフォルダ構成を図 5-3-1 に示す。（1 事務所 で 1 枚の電子媒体に収まらない場合、複数枚となっても構わない。）

計測数値データエクセルファイル、道路基準点写真、道路基準点位置図、道路台帳附図等のスキャンデータは、「OTHERS」フォルダ内に格納する。道路台帳附図等の CAD データは、「DRAWING」フォルダ内に格納する。

ファイル名称は、写真や位置図等と対応する道路基準点をファイル名称から一意に特定できるようにするために、「デジタル写真管理情報基準（案）」ではなく、5.1.項に示す名称とする。

なお、電子納品で規定されている 12 文字（拡張子含む）を超えてしまうため、計測数値データエクセルファイル、道路基準点写真、道路基準点位置図、道路台帳附図等の CAD データおよびスキャンデータの電子納品チェックシステムによるファイル名の桁数に関するエラーは例外として認める。

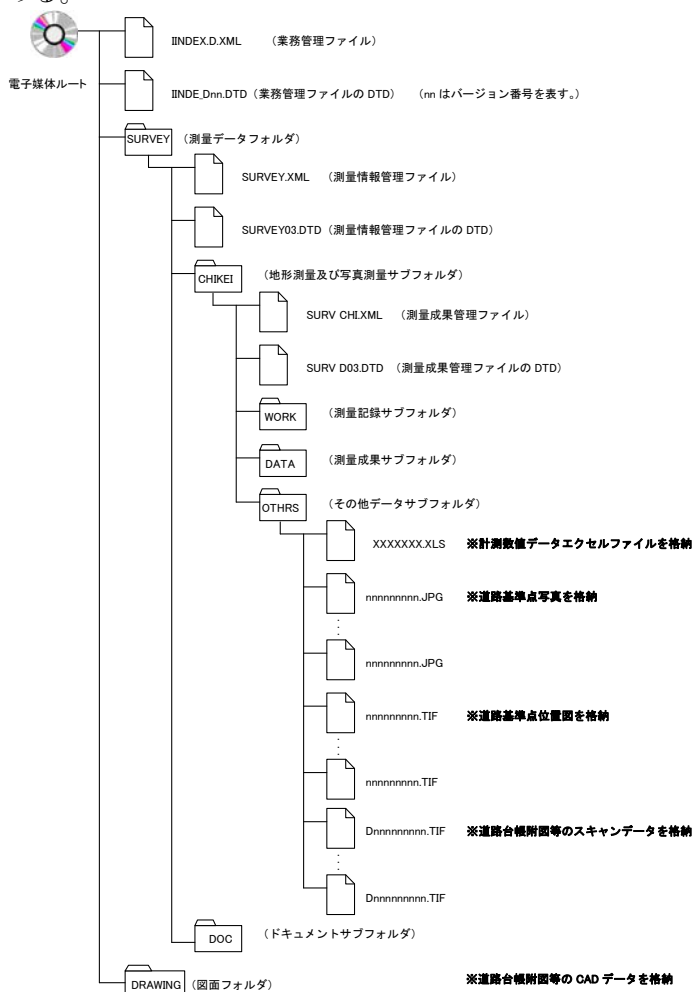


図 5-3-1 電子納品のフォルダ構成



## 6.公共測量実施手続き

### 6.1.公共測量実施手続き

道路基準点の整備は公共測量に基づき実施する。

#### 【解説】

整備の流れを図 6-1-1 に示す。

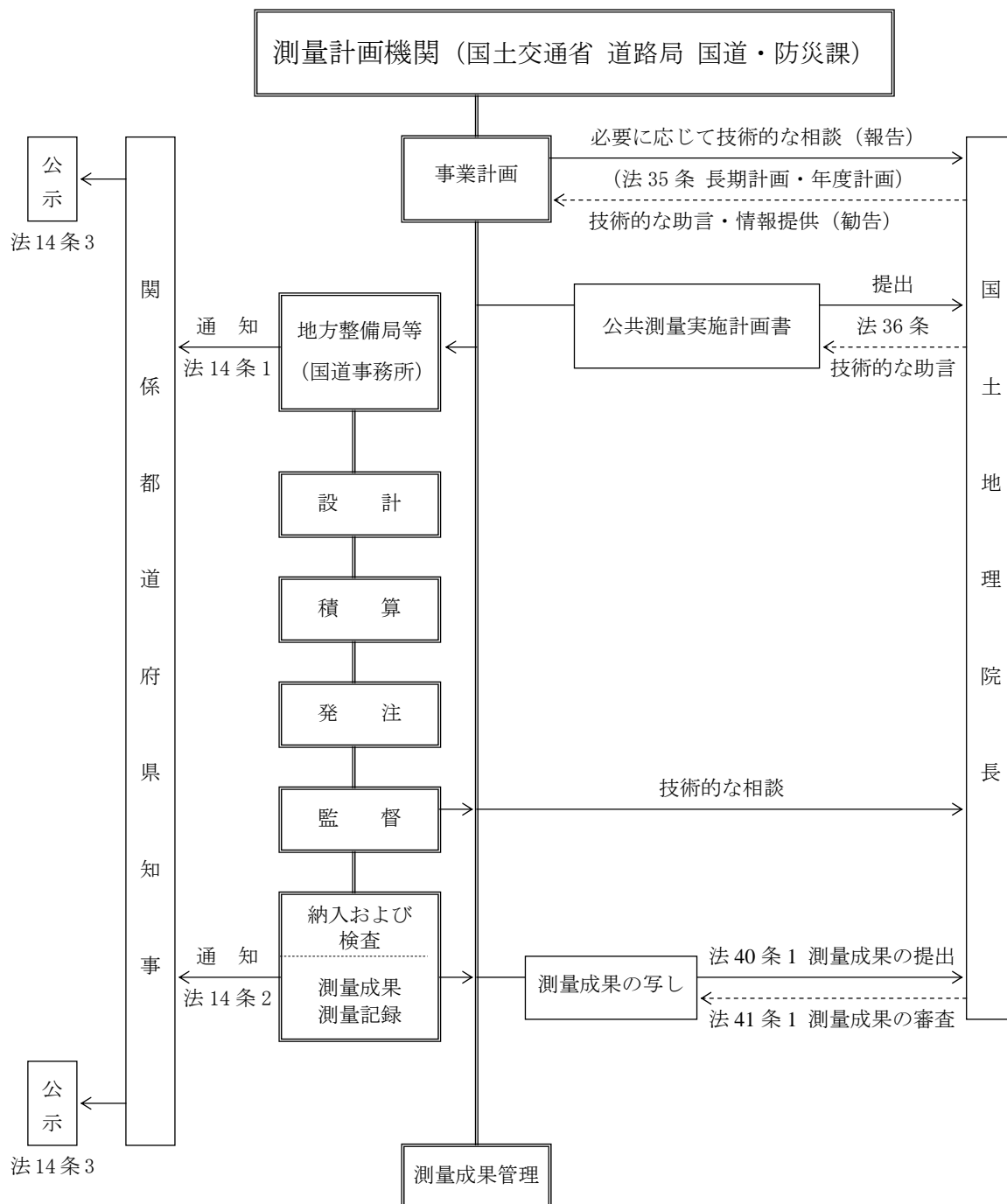


図 6-1-1 道路基準点の整備に関する測量業務の流れと公共測量の諸手続

## 6.2.事業実施計画

公共測量作業の計画機関は国土交通省道路局国道・防災課とし、公共測量作業実施の手続きは計画機関である国土交通省道路局が一括で行う。

### 【解説】

道路基準点の整備においては、公共測量作業の計画機関は国土交通道路局とし、公共測量作業実施の手続きは計画機関である国土交通省道路局が一括で行う。

## 6.3.公共測量実施・終了の公示

測量法第 14 条に基づく公共測量実施・終了の公示は、地方整備局等から各都道府県の知事へ通知する。

## 6.4.測量成果の提出

測量法第 40 条に基づく測量成果の提出は、測量計画機関である国土交通省道路局から測量成果の写し、検定証明書の写し及び精度管理表を国土地理院へ提出する。

## 別添 1 地整コード、事務所コード表

地整コード	事務所コード	コード内容
81	-	北海道開発局
81	21	札幌開発建設部
81	22	小樽開発建設部
81	23	函館開発建設部
81	24	室蘭開発建設部
81	25	旭川開発建設部
81	26	留萌開発建設部
81	27	稚内開発建設部
81	28	網走開発建設部
81	29	帯広開発建設部
81	31	釧路開発建設部
82	-	東北地方整備局
82	30	青森河川国道
82	35	岩手河川国道
82	37	三陸国道
82	40	仙台河川国道
82	45	秋田河川国道
82	46	湯沢河川国道
82	47	能代河川国道
82	55	山形河川国道
82	56	酒田河川国道
82	65	福島河川国道
82	67	郡山国道
82	68	磐城国道
83	-	関東地方整備局
83	30	常陸河川国道
83	35	宇都宮国道
83	40	高崎河川国道
83	47	大宮国道
83	48	北首都国道
83	52	首都国道
83	53	千葉国道
83	57	東京国道
83	58	相武国道
83	63	横浜国道
83	65	甲府河川国道
83	70	長野国道
84	-	北陸地方整備局
84	32	新潟国道
84	34	長岡国道
84	37	羽越河川国道
84	39	高田河川国道
84	45	富山河川国道
84	50	金沢河川国道
85	-	中部地方整備局
85	30	多治見砂防国道
85	33	岐阜国道
85	34	高山国道
85	41	静岡国道
85	44	浜松河川国道
85	52	名古屋国道
85	60	三重河川国道
85	63	北勢国道
85	64	紀勢国道
85	71	飯田国道

地整コード	事務所コード	コード内容
86	-	近畿地方整備局
86	32	滋賀国道
86	35	福知山河川国道
86	36	京都国道
86	42	大阪国道
86	50	豊岡河川国道
86	51	姫路河川国道
86	53	兵庫国道
86	61	奈良国道
86	65	和歌山河川国道
86	66	紀南河川国道
86	70	福井河川国道
87	-	中国地方整備局
87	30	鳥取河川国道
87	31	倉吉河川国道
87	35	松江国道
87	37	浜田河川国道
87	42	岡山国道
87	50	福山河川国道
87	52	三次河川国道
87	55	広島国道
87	60	山口河川国道
88	-	四国地方整備局
88	30	徳島河川国道
88	40	香川河川国道
88	50	松山河川国道
88	51	大洲河川国道
88	60	高知河川国道
88	61	中村河川国道
88	62	土佐国道
89	-	九州地方整備局
89	32	福岡国道
89	33	北九州国道
89	38	佐賀国道
89	45	長崎河川国道
89	50	熊本河川国道
89	60	大分河川国道
89	61	佐伯河川国道
89	65	宮崎河川国道
89	66	延岡河川国道
89	71	大隅河川国道
89	72	鹿児島国道
90	-	沖縄総合事務局
90	74	北部国道
90	76	南部国道

## 別添 2 特殊なケースへの対応方法

例外的なケースへの対応方法を以下に示す。

### 1). 同じ路線番号で、新規に道路基準点を設置する道路が、既に道路基準点を設置している道路と一続きになる（分岐がない）場合

直前までの現旧新区分と同じとする。

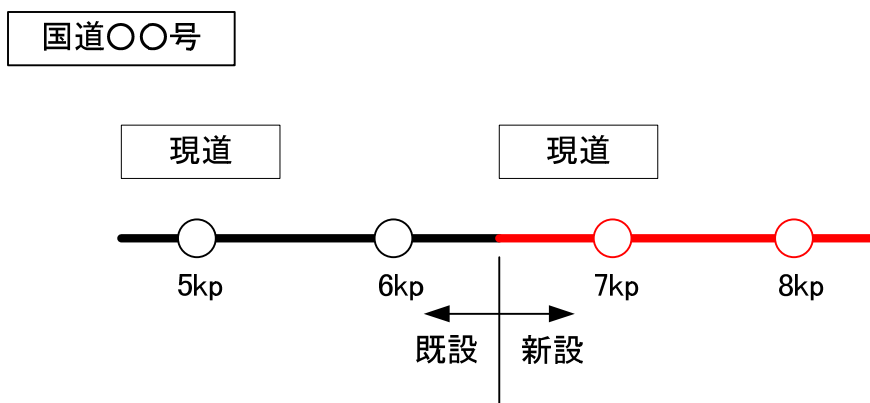


図 2-1-1 同じ路線番号で、新規に道路基準点を設置する道路が、既に道路基準点を設置している道路と一続きになる（分岐がない）場合

### 2). 重用区間でかつ地点標の名称が同じ場合

路線番号が異なる路線であっても起点が同一の場合は地点標の位置も同じとなるため、同じ緯度経度・標高（標高を取得する場合）等を入力する。ただし、重用区間でであっても路線番号が異なる場合は位置図や道路台帳附図も異なるため、それぞれのデータを作成する。

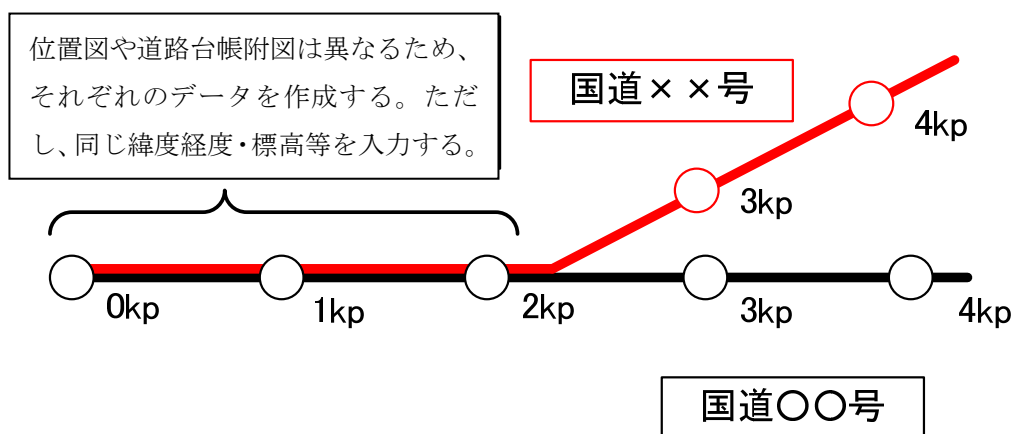


図 2-2-1 重用区間でかつ地点標の名称が同じ場合

### 3). 途中で地点標の名称が振り直される場合

渡船部を含む場合など、途中で地点標の名称が振り直される場合は、補助番号で区別し、地点標の名称は実際の地点標の名称の番号を登録する。(例: 国道16号の横浜市走水からの区間が、千葉県富津市からの渡海により再度0kpからスタートしている)

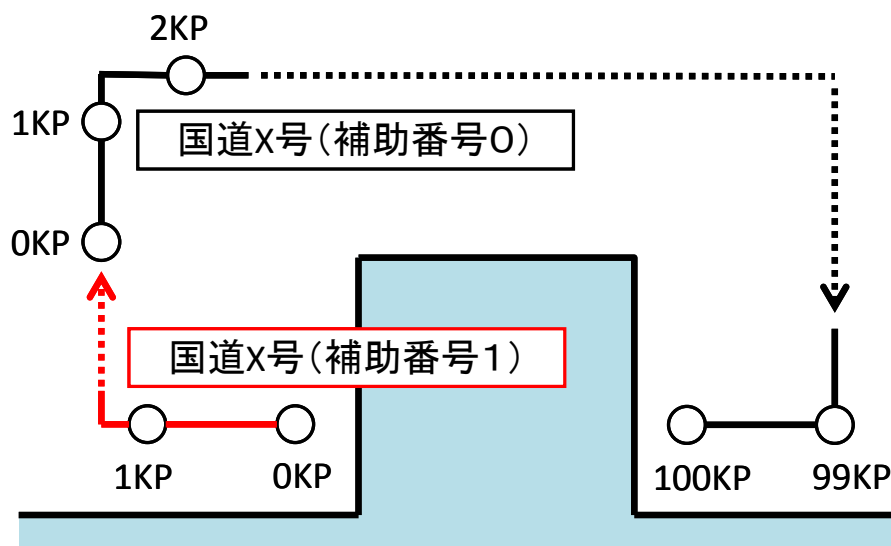


図 2-3-1 途中で地点標の名称が振り直される場合の対処方法

### 別添 3 道路基準点位置図のファイルサイズが上限を超えた場合の報告様式

ファイルサイズが 300KB を超えた道路基準点位置図

No	ファイル名称	圧縮前ファイルサイズ※1	圧縮後ファイルサイズ
1		KB	KB
2		KB	KB
3		KB	KB
4		KB	KB
5		KB	KB
6		KB	KB
7		KB	KB
8		KB	KB
9		KB	KB
10		KB	KB
11		KB	KB
12		KB	KB
13		KB	KB
14		KB	KB
15		KB	KB
16		KB	KB
17		KB	KB
18		KB	KB
19		KB	KB
20		KB	KB

※1 解像度が 300dpi を超える状態でファイルサイズが 300KB を超える場合は、解像度を 300dpi になるよう変更し、変更後のファイルサイズを確認してください。